

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 禁猟区の設定
- 土地改良区の定款変更の認可
- 建設業者の登録まつ消
- 牛のピロプラズマ病検査及びダニ駆除の実施
- 土地の公用廃止
- 指定医療機関の廃止
- 医療機関の指定
- 保険医療機関及び保険薬局の指定
- ◇公告 映画技術者試験の実施

告示

鳥取県告示第三百六十九号

狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定によ

り、有益鳥獣保護のため、次のように禁猟区を設定する。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称 用瀬禁猟区

二 区域 八頭郡用瀬町大字鷹狩の県道鷹狩板井原

智頭線の基点を基点とし、二級国道岡山鳥取線に
そつて南進し、用瀬町と智頭町の境界点に至り、

同境界線にそつて北東に進み、洗足山稜線に至り、

同稜線にそつて北進し、洗足山頂、頭巾山頂、愛

宕山頂を経て、用瀬町大字赤波の県道鷹狩板井原

智頭線に至り、同県道にそつて西進して基点に至

る線に囲まれる地区内の山林

三 面積 七九〇ヘクタール

四 存続期間

昭和三十五年八月十日から

昭和四十年八月九日まで

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲井平手土地改良区の定款の変更を、昭和三十五年八月五日認可した。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二期

鳥取県告示第三百七十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二期

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (ほ) 第四四三号 昭三三、九、二〇 徳重組

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
気高郡鹿野町大字鹿野 徳重 実男 昭三五、八、四

〃〃 三四二〃〃 八、二〇 岡森組

八頭郡智頭町延命寺 岡森 吉定 〃〃

〃〃 三三九〃〃 七、二六 滝山組

岩美郡岩美町小田 滝山 益市 〃〃 七、二五

鳥取県告示第三百七十二号

次の建設業者は大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二期

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三四、一〇、一八 馬野建設(株)

主たる営業所所在地 申請者氏名 まつ消年月日
東伯郡赤碕町大字赤碕 馬野 勇 昭三五、七、二〇

鳥取県告示第三百七十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び薬浴を受けしることを命ずる。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二期

一 実施の目的 ピロプラズマ病予防及びダニ駆除のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射、薬浴の方法

ピロプラズマ病検査……血液検査
ダニ駆除……B・H・Cの薬浴

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月十六日	倉吉市小鴨	小鴨家畜検診所
〃	〃 上小鴨	上小鴨
十七日	東伯郡関金町南谷	南谷
〃	〃	〃
二十日	〃	山守
〃	〃	〃
二十二日	〃	山守
〃	〃	〃
〃	〃	矢送
〃	〃	旭
二十三日	〃	〃
〃	倉吉市北谷	北谷
〃	〃 高城	高城
二十四日	東伯郡三朝町小鹿	小鹿
〃	〃 竹田	竹田
〃	〃	〃
二十五日	赤碕町成美	成美
〃	〃 以西	以西

安田	安田
二十六日	東伯町岩船
"	岩船
"	大栄町栄
"	栄
二十七日	東伯町上郷
"	上郷
"	古布庄
"	古布庄
"	古布庄
"	古布庄
"	西伯郡中山町上中山
"	上中山

鳥取県告示第三百七十四号
 次の土地は、昭和三十五年七月二十九日からその公用を廃止した。
 昭和三十五年八月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

地目又は品目 面積又は数量
 水路敷 四三(坪) 六五
 水路敷 三四、五八
 道路敷

所 昭和三十五年八月九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市清谷字中河原 九七六、九七九、九八〇、九八一、九八四、九八五、九八六、九八八、九八九、九九二、九九三、九九三ノ二、九九三ノ二 地先
 福庭字上井ノ内 四四三、四四四ノ一、四四四ノ二、四四四ノ三、
 関係図面は、土木部管理課に保管

鳥取県告示第三百七十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとお

り廃止の届出があつた。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

清水整形外科医院	倉吉市宮川町一五五番地	整形外科、外科	昭和三十五年六月一日
----------	-------------	---------	------------

小松医院

鳥取市今町一丁目七四番地の三

内科、小児科 〃 〃 十日

鳥取県告示第三百七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名	称	所	在	地	診療科名	開設者名
昭和三十五年六月二日	清水	整形外科病院	倉吉市宮川町一二九番地	整形外科、理学療法科	清水	正章	

鳥取県告示第三百七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保

険薬局を指定した。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名	称	一	所	在	地	開設者氏名	診療科名	指定年月日	採用点数表
中尾小児科医院	米子市西福原				中尾	博	小児科	昭三五、七、二五	乙ノ二
木村歯科医院	西町				木村	宏毅	歯科		
阿部	朝日町				西川	利			
林葉局	博労町				林	嘉則			

三朝町国民健康保険旭診療所	東伯郡三朝町本泉	三朝町長	内科、外科	"	八、一	"
赤碓町国民健康保険以西診療所	赤碓町宮本	赤碓町長	"	"	"	"
関金町国民健康保険診療所	関金町堀	関金町長	内科	"	乙ノ二	"
北条町国民健康保険診療所	北条町弓原	北条町長	内科、外科	"	甲	"
東伯町国民健康保険診療所	東伯町古長	東伯町長	内科	"	乙ノ二	"
鳥飼医院	東郷町小鹿谷	鳥飼 秀誠	内、産婦人科肛門科	"	"	"
西伯町国民健康保険西伯病院	西伯郡西伯町倭	西伯町長	内、産婦人科外、齒科	"	"	"
岸本町国民健康保険八郷診療所	岸本町番原	岸本町長	内、外科、小児科	"	"	"
日吉津村国民健康保険日吉津診療所	日吉津村日	日吉津村長	"	"	"	"
名和町国民健康保険診療所	名和町和茂	名和町長	内、小児科放射線科	"	"	"
大山町国民健康保険診療所	大山町大山	大山町長	内科、外科	"	"	"
大山町国民健康保険診療所香取分所	豊房	"	内科、外科産婦人科	"	"	"

有限会社赤山薬局	境港市松ヶ枝町	赤山 静	内科、小児科	"	八、一	乙ノ二
鳥取生協病院附属緑町診療所	鳥取市卯垣	鳥取勤労者医療生協	内科、小児科	"	"	"
鳥取生協病院附属新茶屋診療所	西品治	"	"	"	"	"
鳥取紡績(株)診療所	立川五丁目	鳥取紡績(株)	内科、外科	"	"	甲
福祉法人済生会米子診療所	米子市錦町一丁目	社会福祉法人恩賜財団済生会県支部	"	"	"	乙ノ二
鳥取大学医学部附属病院	西町	鳥取大学学長	内、外、整、産婦、皮膚、小児、耳、精、泌尿、放射科	"	"	甲
倉吉市国民健康保険上北条診療所	倉吉市井手畑	倉吉市長	内、小児科、放射線科	"	"	乙ノ二
倉吉市国民健康保険上小鴨診療所	福山	"	"	"	"	"
厚生病院	越殿町	鳥取県中部厚生農業協同組合連合会	内、外、婦、耳、小児科、眼科、放射線科	"	"	甲
福島医院	境港市中町	福島 武彦	小児科、内科	"	"	乙ノ二
岩美町国民健康保険浦富病院	岩美郡岩美町浦富	岩美町長	内、外、小、眼、耳、咽喉科、放射線	"	"	甲
北村医院	北村	北村 正彦	内科	"	"	乙ノ二
県立中央病院上私都診療所	八頭郡那家町麻生	鳥取県知事	"	"	八、五	甲

湖山	湖山町茶町	湖山 弘之	"	"
馬淵	西町三八一	馬淵 謙治	"	"
河瀬	東町一四四ノ一	河瀬三知夫	"	"
加藤	片原二丁目	加藤 良夫	"	"
秋庭	今町一丁目	秋庭美津男	"	"
清水	立川町五丁目	清水 恒久	"	"
清水齒科加露出張所	賀露町三区	"	"	"
林齒科医院	湯所七四三	林 寛	"	"
古賀	米子市天神町一丁目	古賀 定	"	"
相原	皆生一、七五〇	相原 国男	"	"
池畑	茶町	池畑 弘之	"	"
岡田	蚊屋三九〇ノ一	岡田善太郎	"	"
新納	大崎	新納 重義	"	"
神庭	角盤町四丁目	神庭 方	"	"
小川	立町二丁目	小川 定夫	"	"
田本	角盤町一丁目	田本伊勢松	"	"
平林齒科療院	糺町二丁目一二五	平林 秀高	"	"
灘尾齒科医院	角監町一丁目	灘尾 正義	"	"

大山町国民健康保険診療所	"	今在家	"	内、外、産婦人科、放射線科	"
溝口町国民健康保険二部診療所	日野郡溝口町三部	溝口町長	"	内、外、小児科、産婦人科	"
"	日光診療所	大滝	"	"	"
江府町国民健康保険第一診療所	江府町武庫	江府町長	"	内、外科、小児科	"
"	第二診療所	美用	"	"	"
"	第三診療所	江尾	"	"	"
日南町国民健康保険石見診療所	日南町上石見	日南町長	"	内科、外科	"
"	矢戸診療所	矢戸	"	"	"
"	生山診療所	生山	"	内科、産婦人科	"
"	茶屋診療所	茶屋	"	内、外科、齒科	"
"	福栄診療所	福栄	"	内、外科	"
日野郡厚生農業協同組合連合会日野病院	日野郡日野町根雨	日野郡厚生農業協同組合連合会	"	内、外科、産婦人科	"
岸齒科医院	鳥取市東品治町二八	岸 亮	"	齒科	"
田中	吉方五〇九	田中 清吉	"	"	"
石井	吉岡温泉町	石井 定省	"	"	"

松本	東伯郡三朝町本泉	松本頼三郎
石田	気高郡気高町浜村	石田 浅蔵
中島	東伯郡三朝町三朝	中島 静代
加藤	関金町太鳥居	加藤 元益
大住	東伯町徳万	大住 次郎
藤川	三朝町三朝	藤川 政男
稲村	西伯郡淀江町淀江	稲村 沢染
平田	平田	平田 増雄
江原	江原	江原 恒雄
明石	名和町御来屋	明石 実則
白川	伯仙町河岡	白川 季三郎
高野	岸本町吉長	高野 英明
田本	番原	田本伊勢松
船木	名和町御来屋	船木 均
海賀	中山町下市	海賀 専市
	名和町御来屋	
	大山町国信	

荒金	荒金	荒金 和夫
多里	多里	
片山	日野郡日南町生山	片山 博
下村	日南町多里	下村 義行
矢田	溝口町溝口	矢田貝清治
出張	日野町黒坂	
遠藤	溝口町二部	遠藤 栄順
野坂	江府町江尾	野坂 睦子
安藤	溝口町溝口	安藤 瑞峯
大宮	日野町黒坂	
林原	日南町印賀	林原 泰治
増原	日野町根雨	増原 公子
岡		岡 誠男

公 告

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条第三項の規定に基づき、映写技術者試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

試験期日及び場所

上 学科試験

(イ) 日時 昭和三十五年九月十二日午後一時三十分から
(ロ) 場所 倉吉市上井 鳥取県中央農業協同組合連合会

2 技能試験

(イ) 日時 昭和三十五年九月十三日午前十時から
(ロ) 場所 東伯郡東伯町 東八橋映画劇場

二 試験科目

1 学科試験

- (イ) 電気、熱、光及び音に関する基礎的物理学
- (ロ) 燃焼及び消火に関する基礎理論
- (ハ) セルロイド類の特性
- (ニ) 映写機の方法
- (ホ) 火災予防及び消火の方法
- (ヘ) 映写に関する消防関係法令

2 技能試験

映写機の方法

三 出願手続

1 受験願書提出期限
昭和三十五年八月三十一日午後五時まで（郵送の場合）は八月三十一日午後五時までに着信のものに限る。）

2 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県総務部地方課消防係

3 提出書類等

- (イ) 受験願書（危険物の規制に関する総理府令様式第十八による指定のもの）
- (ロ) 写真二枚（受験願書提出前六月以内に撮影した半身無帽正面向、上半身像名刺形のもので裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの）一枚は受験願書の所定欄にちよう付し、他の一枚は受験の当日までに受験票の所定欄にちよう付すること。

(ハ) 受験票

4 試験手数料

五百円相当額の鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にちよう付すること。

四 その他

1 受験願書用の紙等は直接鳥取県総務部地方課消防係に請求すること。郵便で請求のときは、必ず返信用封とう（封とうに住所、氏名を記載し十円切手をちよう付）を同封すること。

2 技能試験は、労働基準法第四十九条の規定に基づき、鳥取労働基準局長が昭和三十五年九月十三日午前十時から東伯郡東伯町東八橋映画劇場で行なう映写技術者試験、実技試験科一級映写技術者及び二級映写技術者の試験と同時に進行なう。

3 九月十二日の学科試験は、午後一時三十分から開始するが、当日は、鳥取労働基準局長が行なう労働基準法第四十九条の規定に基づく映写技術者試験が行なわれるから同時に受験される者は午前九時までに集合すること。

4 その他試験について不明な点は、鳥取県総務部地

方課消防係に問い合わせること。